



(単位:件)

業種・項目別	事業種別																合計	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型通所介護		指定(介護予防)認知症対応型通所介護		指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護		指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型特定施設入居者生活介護		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		指定看護小規模多機能型居宅介護			
項目	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
(22) 管理者、計画担当介護支援専門員の責務等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 運営規程、重要事項説明書	-	-	0	9	0	2	0	2	0	2	0	0	0	4	0	0	0	19
(24) 勤務体制の確保等	-	-	0	4	0	0	0	2	0	3	0	0	0	4	0	0	0	13
(25) 業務継続計画の策定等	-	-	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
(26) 定員の遵守	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 非常災害対策	-	-	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	8
(28) 衛生管理等	-	-	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5
(29) 掲示	-	-	0	5	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	10
(30) 秘密保持等	-	-	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
(31) 広告	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(32) 苦情処理	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(33) 協力医療機関等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	4
(34) 調査への協力等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 利用者家族・地域との連携等	-	-	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
(36) 事故発生の防止・発生時の対応	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(37) 虐待の防止	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 会計の区分	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 記録の整備	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(40) その他	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	-	-	2	38	0	2	2	10	0	26	0	0	2	14	0	0	6	90
4 介護給付費の算定及び取扱い																		
(1) 基本報酬	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 各種加算・減算	-	-	1	0	0	0	1	0	3	1	0	0	2	1	0	0	7	2
小計	-	-	1	0	0	0	1	0	3	1	0	0	2	1	0	0	7	2
5 変更届等	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	-	-	3	40	0	2	4	14	5	29	0	0	4	15	0	0	16	100

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型通所介護

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定地域密着型通所介護事業所の重要事項等の文書を交付して説明を行い、同意を得てください。 (指定地域密着型通所介護の重要事項について説明同意を得ていない事例が確認されました。)	・ 条例59条の20（第9条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(2)①の準用）	1
	(25)	業務継続計画の策定等	感染症と非常災害についての業務継続計画が策定されていない事実を確認しましたので、速やかに業務継続計画を策定してください。	・ 条例第59条の20（第32条の2第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(7)①②	1
4	(2)	各種加算・減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、基準を満たさない事実が生じた時点から基準を満たない状況が解消されるに至った月までの間につきましては、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算することとさせていただきます。（業務継続計画未策定減算）（令和7年4月から減算の対象となります。）	・ 報酬告示別表2の2注5 ・ 留意事項第二3の2(3)	1
合 計				3	

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘事項		指摘事項	根拠法令等	件数	
2	(1)	従業員の員数	指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置してください。 (生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数が7.5時間未満の日が見受けられました。)	・ 条例第59条の3第1項第1号 ・ 解釈通知第三・二の二(1)④	1
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書（わかりやすい説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。（日付が記載されていなかったため、あらかじめ説明したかの確認ができませんでした。）	・ 条例第59条の20（第9条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(2)①の準用）	1
	(12)	利用料等の受領、預り金	「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行ってください。 (運営規程第11条二項（その他諸経費）外出に伴うガソリン代、料金表 外出レクの費用の根拠を明確にしてください)	・ 条例第59条の7第3項 ・ 解釈通知第三・二の二三(1)② ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて（H12.3.30老企第54号）	1
	(14)	取扱方針	事業所内でサービスを提供することを原則としてください。ただし、次の①、②を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。 ①あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること (通所介護計画に位置付けられた屋外サービスは、効果的な機能訓練の一環として例外的に認められるものであるという原則に則り、サービスの提供について検討してください)	・ 解釈通知第三・二の二三(2)⑤	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	利用者の心身の状況、希望その置かれている環境を踏まえて、サービスの提供に係わる従業者と共同し、個々の利用者ごとに、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成してください。 (計画作成に当たり、従業者と共同して計画を作成していることが確認できませんでした)	・ 条例第59条の10第1項 ・ 解釈通知第三・二の二三(3)①	1
		地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付してください。	・ 条例第59条の10第4項 ・ 解釈通知第三・二の二三(3)④	3	
	(23)	運営規程、重要事項説明書	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第59条の20（第9条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(2)①の準用）	9

3	(24)	勤務体制の確保等	利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第59条の13第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)①	2
			指定地域密着型通所介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。 (認知症基礎研修を受講していない職員が見受けられました。)	・ 条例第59条の13第3項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)③	1
			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。	・ 条例第59条の13第4項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)④(第三・一4(22)⑥参照)	1
(25)	業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施してください。（令和6年度の研修の実施を確認できませんでした。）	・ 条例第59条の20（第32条の2第2項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二3(7)③④	1	
(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害（風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第59条の15第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(8)① ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18社施第107号） ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号）	2	
		避難、救出その他必要な訓練を、年2回以上実施してください。（令和6年度の実施が確認できませんでした）	・ 条例第59条の15第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(8)① ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18社施第107号） ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号）	2	
(28)	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知してください。 また、従業者に対し、研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施し、内容を記録してください。	・ 条例第59条の16第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3(9)②	3	
(29)	掲示	運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、ウェブサイトに掲載してください。 (重要事項説明書及び苦情処理の体制及び手順についてウェブサイトを確認できませんでした。)	・ 条例第59条の20（第34条の準用） ・ 規則第2条第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3(14)（第三・一4(25)①の準用）	5	
(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。 (利用者の家族の同意が漏れている事例が確認されました。)	・ 条例第59条の20（第35条第3項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二3(14)（第三・一4(26)③の準用）	2	
(32)	苦情処理	提供した介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置として、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するための措置の概要について明らかにし、内容を説明する文書を事業所へ掲示し、かつ、ウェブサイトに掲示してください。	・ 条例第59条の20（第38条第1～6項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二3(14)（第三・一4(28)の準用）	1	
(35)	利用家族・地域との連携	運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催してください。また、開催後は当該会議の記録を公表してください。	・ 条例第59条の17第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3(9)①	2	
5	変更届等	従業者の勤務の体制に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・ 法第78条の5第1項 ・ 施行規則第131条の13第1項第3号 ・ 規則第4条	1	
合 計					40

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型含む)

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
		なし		
			合 計	0

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	<p>運営規程の記載内容に不備がありましたので、修正してください。（虐待の防止のための措置に関する事項の記載漏れ）なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。</p> <p>重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。（提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載漏れ、単位数の誤り）なお、変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第80条（第9条第1項の準用）</li> <li>・ 予防条例第11条第1項</li> <li>・ 解釈通知第三・三3(8)（第三・一4(2)①の準用）</li> </ul>	2
			合 計	2

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

1. 文書指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(2) 管理者、代理人	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を受講した者としてください。（研修を修了していることが確認できませんでした。）	・ 条例第84条 ・ 予防条例第46条 ・ 解釈通知第三・四2(3)② ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚労省告示第113号）	1
3	(14) 取扱方針	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、居宅サービス計画に位置付けてください。また、その際は当該居宅サービス計画作成に際し意見を求めた主治の医師等に当該計画を交付してください。	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第22号】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)②	1
	(35) 利用者家族・地域との連携等	事業所自己評価で取りまとめたサービスの内容や課題等について、第三者の観点からの意見を得ることにより新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指し、1年に1回以上、運営推進会議等における評価（外部評価）を実施してください。	・ 条例第108条（第59条の17第1項の準用） ・ 予防条例第65条（39条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(24)（第三・二の二3(10)①の準用） 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（H27.3.27老発第0327第1号）	1
4	(2) 各種加算・減算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の算定について、全ての介護従事者に対し、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定してください。	・ 報酬告示別表4ヨ ・ 予防報酬告示別表2ル ・ 留意事項第二5(20)	1
			合 計	4

2. 口頭指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を1以上としてください。（基準を満たさない日が見受けられました。）	・ 条例第82条第1項及び第2項 ・ 予防条例第44条第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・四2(1)②ロ	3
	(3) 設備及び備品等	ロールカーテンは、個室以外の宿泊室におけるプライバシーが確保されたしつらえとは認められないので、改善してください。	・ 条例第86条第2項第2号ウ及びエ ・ 予防条例第48条第2項第2号ウ及びエ ・ 解釈通知第三・四3(2)③イ	1
3	(14) 取扱方針	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であることから、次のような状態が継続する場合は、運営推進会議にサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けてください。 ・ 週1回程度の利用 ・ ほぼ毎日の宿泊サービスの利用	・ 解釈通知第三・四4(5)①及び第四・三2(2)④	1
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	介護支援専門員は、サービス担当者会議に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者について、サービス担当者会議への出席がなく、意見照会の記録がされていない事例が確認されました。）	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第9号】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)⑩	1
	(23) 運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。（【運営規程】利用料の金額誤り【重要事項説明書】事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況に係る記載漏れ、利用料金の誤り）なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。また、重要事項説明書の変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	・ 条例第100条及び第108条（第9条第1項の準用） ・ 予防条例第57条及び第65条（第11条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(13)及び(24)（第三・一4(2)①の準用）	2

3	(24)	勤務体制の確保等	勤務表は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしたものとしてください。	・ 条例第108条 (第59条の13第1項の準用) ・ 予防条例第65条 (第28条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・四4(24) (第三・二の二3(6)①の準用)	2
	(29)	掲示	運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、ウェブサイトに掲載してください。(重要事項説明についてウェブサイトで確認できませんでした。)	・ 条例第108条及び第108条 (第34条の準用) ・ 予防条例第65条 (第32条の準用) ・ 規則第2条第2項 ・ 解釈通知第三・四4(24) (第三・一4(25)の準用)	2
	(31)	広告	パンフレットの記載内容に不備がありましたので、修正してください。(利用料金の記載誤り)	・ 条例第108条 (第6条の準用) ・ 予防条例第65号 (第34条の準用)	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議の複数事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。(開催された回すべてが合同開催でした。)	・ 解釈通知第三・四4(24) (第三・二の二3(10)の準用) ・ 解釈通知第三・四4(24)イ・ロ・ハ	1
				合 計	14

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	計画作成担当者は、県が実施する「実践者研修」又は「基礎課程」を修了している者としてください。	・条例第110条第6項 ・予防条例第71条第6項 ・解釈通知第三・五2(1)③へ	1
	(2) 管理者、代表者	管理者は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事するものであって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者としてください。	・条例第111条第3項 ・予防条例第71条第3項 ・解釈通知第三・五2(2)②（第三・四2(2)②参照）	1
4	(2) 各種加算・減算	協力医療機関連携加算を算定する場合は、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し、会議の開催状況について、その概要を記録してください。（概ね月1回以上開催された会議の記録が確認できませんでした） また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表5ニ ・留意事項第二6(11)	1
		認知症チームケア推進加算を算定する場合は、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでください。 また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表5リ ・認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について（R6.3.18老高発0318第1号・老認発0318第1号・老老発0318第1号）	1
		認知症チームケア推進加算を算定する場合は、入居者等個人に対し計画的にBPSDの評価指標を用いて評価を実践し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施してください。また対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSDを含めて個々の入居者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行ってください。また、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置してください。 なお報酬請求について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表5リ ・認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について（R6.3.18老高発0318第1号・老認発0318第1号・老老発0318第1号） ・留意事項第二6(16)	1
合 計			5	

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としてください。（基準を満たさない日が見受けられました。）	・条例第110条第1項及び第2項 ・予防条例第71条第1項及び第2項 ・解釈通知第三・五2(1)②イ	2
3	(1) 内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。（アセスメントの実施後に重要事項説明書の同意を得ている事例が見受けられました）	・条例第128条（第9条第1項の準用） ・予防条例第86条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・五4(16)（第三・一4(2)①の準用）	2
	(4) 入退去（所）	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であるものであることの確認をしてください。	・条例第114条第2項 ・予防条例第75条第2項	2
3	(14) 取扱方針	自己評価（自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価）は、原則として少なくとも毎年度内に1回は実施してください。	・条例第117条第8項 ・予防条例第87条第2項 ・解釈通知第三・五4(16) ・群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱（H17.2.8群馬県介護高齢課）第4条	1
		身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しての開催可）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。（3月に1回の開催となっていませんでした。）	・条例第117条第7項 ・予防条例第78条第3項 ・解釈通知第三・五4(4)④	1
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れている事例が確認されました。計画作成担当者は、サービスの提供開始までに計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。	・条例第118条第4項 ・予防条例第88条第4項 ・解釈通知第三・五4(5)③	2

3	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程の記載内容に不備がありましたので、修正してください。(虐待の防止のための措置に関する事項の記載漏れ)なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。 重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。(提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載漏れ)なお、変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	・条例第128条(第9条第1項の準用) ・予防条例第86条(第11条第1項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・一4(2)①の準用)	2
	(24)	勤務体制の確保等	介護職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させてください。	・条例第123条第3項 ・予防条例第81条第3項 ・解釈通知第三・五4(9)④⑤(第三・二の二3(6)③参照) 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問155~163	1
			利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、共同生活住居ごとに勤務の体制を定めるとともに、介護従事者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。	・条例第123条第1項 ・予防条例第81条第1項 ・解釈通知第三・五4(9)①	2
	(25)	業務継続計画の策定等	従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(それぞれ年2回以上及び新規採用時)に実施してください。 (なお、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。)	・条例第128条(第32条の2第2項の準用) ・解釈通知第三・五4(12)③④	1
	(27)	非常災害対策	避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施してください。	・条例第128条(第102条第1項の準用) ・予防条例第86条(第59条第1項の準用) ・解釈通知第二・五4(16)(第三・四4(16)の準用) ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について(S62.9.18社施第107号) ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
			地域の実情に鑑み、非常災害(風水害)に関する具体的な計画を策定してください。	・条例第128条(第102条第1項の準用) ・予防条例第86条(第59条第1項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・四4(16)の準用) ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について(S62.9.18社施第107号) ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
	(28)	衛生管理等	従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(それぞれ年2回以上)に実施し、内容を記録してください。	・条例第128条(第59条の16第2項の準用) ・予防条例第86条(第31条第2項の準用) ・解釈通知第三・五4(13)② ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H31.3厚生労働省)(P.19-21)	1
			感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知してください。(R6年度の実施が確認できていませんでした。)	・条例第128条(第59条の16第2項の準用) ・予防条例第86条(第31条第2項の準用) ・解釈通知第三・五4(13)②イ	1
	(29)	掲示	運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、ウェブサイトに掲載してください。 (重要事項説明書及び苦情処理の体制及び手順についてウェブサイトで確認できませんでした。)	・条例第128条(第34条の準用) ・予防条例第86条(第32条の準用) ・規則第2条第2項 ・解釈通知第三・五4(28)<第三・一4(25)①の準用>	3
	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等における個人情報の使用について、利用者及び利用者家族の個人情報をを用いる場合は、利用者及び利用者家族の同意を、サービス提供開始時にあらかじめ文書により得てください。 (小規模多機能型居宅介護からの入居に当たって利用者及び利用者家族の同意を得ていませんでした)	・条例第128条(第35条第3項の準用) ・予防条例第86条(第33条第3項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・一4(26)③の準用)	1
(33)	協力医療機関等	1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療の名称等を、市長に届け出てください。	・条例第125条第3項 ・予防条例第83条第3項 ・解釈通知第三・五4(10)③	3	
(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク掲載の促進等の観点から、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありませんが、複数の事業所の合同開催の回数は、一年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行ってください。(すべて合同開催でした)	・条例第128条(第59条の17第1項の準用) ・予防条例第86条(第39条第1項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・二の二3(10)①の準用) ・解釈通知第三・五3(16)イ・ロ・ハ	1	
4	(2)	各種加算・減算	医療連携体制加算(Ⅰ)ハについて、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得てください。 (入居にあたって、重度化した場合の対応に係る指針についての同意を得ていませんでした)	・報酬告示 別表5ホ注(3) ・留意事項 第二6(12)	1
			合 計	29	

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(16) 介護、食事	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、以下の方法等により、その発生を予防するための体制を整備してください。なお、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 ・褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成し、実践並びに評価 ・専任の施設内褥瘡予防対策担当者の設置 ・医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームの設置 ・褥瘡対策のための指針の整備 ・褥瘡予防に関する施設内職員継続教育を実施	・ 条例第183条第6項 ・ 解釈通知第三・七5(5)④(第三・七4(6)⑤の準用)	1
	(18) 健康管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、以下の方法により、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行ってください。 ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理にかかる技術的援助及び指導を年2回以上実施 ・ 上記助言に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直す	・ 条例第163条の3 ・ 解釈通知第三・七4(12)①及び②	1
4	(2) 各種加算・減算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イは、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合としてください。 また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・ 報酬告示別表7注11 ・ 留意事項第二8(12)	1
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上としてください。(要件を満たすことが分かる根拠書類の確認ができませんでした) また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・ 報酬告示別表7フ ・ 留意事項第二8(51)	1
			合 計	4

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(1) 内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。 (アセスメントの実施後に、重要事項説明書に同意を得ている事例が見受けられました。)	・ 条例第177条(第9条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・七4(28)(第三・一4(2)①の準用)	1
	(11) サービス提供の記録	入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載してください。	・ 条例第189条(第155条第1項の準用)	1
	(14) 取扱方針	自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ってください。	・ 条例第182条第9項	1

3	(23)	運営規程、重要事項説明書	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。(利用料金に係る記載等) なお、変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	・ 条例第177条 (第9条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・七4(28) (第三・一4(2)①の準用)	2
			運営規程及び重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。(利用料金に係る記載等) なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。また、重要事項説明書の変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	・ 条例第177条 (第9条第1項の準用) ・ 条例第186条 ・ 解釈通知第三・七4(28) (第三・一4(2)①の準用) ・ 解釈通知第三・七5(8)② (第三・七4(18)⑤の準用)	2
	(24)	勤務体制の確保	昼間について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置してください。(基準に満たない日が見受けられました。)	・ 条例第187条第2項第1号 ・ 解釈通知第三・七5(9)②	1
			入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護・看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第187条第1項 ・ 解釈通知第三・七5(9) (第三・七4(19)の準用)	1
			ユニットリーダーのうち2名以上は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者としてください。	・ 条例第187条第2項第3号 ・ 解釈通知第三・七5(9)②	1
			勤務実績表において、どの職員が何時間勤務したのかを記入するなど、各ユニットが日中必ず1人以上の配置をしていることを客観的に確認できるようにしてください。	・ 条例第187条第2項第1号 ・ 解釈通知第三・七5(9)②	1
	(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害(風水害)に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第177条 (第59条の15の準用) ・ 解釈通知第三・七4(28) (第三・二の二3(8)①の準用) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害の体制整備の強化・徹底について (H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
			避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施してください。	・ 条例第177条 (第59条の15の準用) ・ 解釈通知第三・七4(28) (第三・二の二3(8)①の準用) ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について (S62.9.18社施第107号) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害の体制整備の強化・徹底について (H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
	(33)	協力医療機関等	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行ってください。	・ 条例第172条第1項 ・ 解釈通知第三・七4(22)①	1
	4	(2)	各種加算・減算	精神科医療指導加算の算定にあたっては、常に、認知症である入所者の数を的確に把握してください。	・ 報酬告示別表7注18 ・ 留意事項第二8(18)
合 計				15	

令和7年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者  
に対する運営指導におけるグッドポイント項目一覧

No.	実 施 内 容
1	苦情になりそうだと思う事案について、その内容、対応方法、原因、今後の対応等を「苦情ひやりはっと報告書」として作成し、未然に対策を検討し、全職員で共有している。
2	法人内の他事業所で受けた苦情について事例を共有するため、各部署に苦情受付表の写しを配付し、職員誰もが閲覧できるように備え置きして、再発防止を図っている。